

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 23 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室

渡航移植に関する注意喚起情報の発信について

移植医療の推進につきましては、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成 30 年に国際移植学会等が公表した「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言 2018 年版」等の趣旨を踏まえ、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙）においても、「イスタンブール宣言」の趣旨に基づき移植医療を適切に実施することを明記しています。

また、「イスタンブール宣言」の下、本人の意思表示を基本とした脳死下での臓器提供及び移植が国内においてより一層推進されるよう、国民への普及啓発や国内体制の整備に務めているところです。

渡航移植については、臓器売買や有償あっせんに関与した場合には法令違反となり刑罰が科せられるだけでなく、適切な医療体制が整わない病院での移植手術や帰国後の治療継続体制が担保されない場合があるなど、倫理上、医療上の様々な懸念があります。

今般、渡航移植に関する国民への注意喚起及び適切な情報の提供を目的として、厚生労働省ホームページに渡航移植に関する注意喚起を促すホームページを開設するとともに、ポスターデザインを作成しました。つきましては、本趣旨について御理解いただくとともに、貴自治体におかれましては、管内の関係医療機関等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74457.html

渡航移植に関する注意喚起ポスターデザイン URL：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001726258.pdf>